

## 大気汚染防止

研究開発や施設の運転に伴い排出される大気汚染物質についても法令や条例を遵守し、規制値を超える放出がないように定期的な測定を行って確認するなど、適切に管理しています。

### 大気汚染物質の定期的な測定

原子力機構では、ボイラーや一般廃棄物処理施設（焼却施設）等を有しており、これらの運転に伴い発生する排気ガスについて大気汚染防止法、県の公害防止条例等に基づいて 10 拠点、合計 42 台の設備を対象に、定期的な測定を行っています。測定結果はすべて規制値以下でした。

大気汚染物質の測定結果（2011 年度）

拠点名	設備名	台数 (台)	窒素酸化物濃度(ppm)		硫黄酸化物濃度(Nm <sup>3</sup> /h)		ばいじん濃度(g/Nm <sup>3</sup> )	
			規制値	実測値	規制値	実測値	規制値	実測値
幌延	ボイラー	1	180	47~57	2.4	< 0.01	0.3	<0.01
青森	ボイラー	5	180	85	6.59	0.04	0.3	0.0229
原科研	ボイラー	6	130	69	10.84	< 0.01	0.1	0.02
サイクル研	ボイラー 一般廃棄物処理施設	5	150	53~65	5.2	0.229~ 0.329	0.15	0.001~ 0.007
大洗	ボイラー	12	180	108	3.9	0.17	0.3	0.005
那珂	ボイラー	3	180	120	18	0.34	0.3	0.01
高崎	ボイラー	3	180	120	5.68	0.96	0.3	0.005
もんじゅ	ボイラー	2	150	66~86	18.5~ 18.7	< 0.01	0.25	<0.002
ふげん	ボイラー	2	250	101	3.8	<0.003	0.3	<0.0004
人形	ボイラー	3	180	110	4.3	0.78	0.3	0.03

注1) 各拠点における上記以外の測定項目についてもすべて規制値以下でした。

注2) 測定結果について：実測値の規制値に対する割合が最も大きかった設備の規制値、実測値を記載しています。なお、設備毎に規制が異なります。

注3) 規制値について：大気汚染防止法による規制値及び県指導値が含まれています。

### 廃棄物焼却量の減量とダイオキシン類の定期的な測定

4 拠点が一般廃棄物処理施設を有しており、総焼却量は約 97 t（前年度：約 150 t）で前年度比約 34 %減となっています。サイクル研の溶融炉は処理量が少ないことから現在休止中です。今後も廃棄物の適正分別や古紙回収を推進し、一般廃棄物処理施設での焼却量の減量とダイオキシン類の排出抑制に取り組んでいきます。

ダイオキシン類対策特別措置法<sup>1)</sup>に基づくこれら施設のダイオキシン類の排出結果はすべて法令の規制濃度以下でした。

ダイオキシン類の測定結果（2011 年度）

拠点名	設備名等	主な焼却物	焼却量等 (t)	大気(ng-TEQ*/Nm <sup>3</sup> )		水域(pg-TEQ*/ℓ)	
				規制値	実測値	規制値	実測値
サイクル研	一般廃棄物処理施設(焼却炉)	紙くず、雑芥	34	5	0.039	—	—
	一般廃棄物処理施設(溶融炉)	焼却灰(現在休止中)	0	5	—	—	—
	産業廃棄物焼却施設(焼却炉)	紙・布・木材・ゴム・廃プラ等	0	10	—	10	—
大洗	一般廃棄物処理施設(焼却炉)	紙・布・木材・プラスチック等	0.39	10	0.33	—	—
那珂	一般廃棄物処理施設(焼却炉)	紙くず、雑芥	22	5	0.00085	—	—
もんじゅ	一般廃棄物処理施設(焼却炉)	紙くず、雑芥	41	10	0.048	—	—
合計	—	—	97	—	—	—	—

\* TEQ：毒性等量のこと、ダイオキシン類は異性体ごとに毒性が異なるので、異性体のなかで最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 として換算するのが一般的であり、その毒性換算後の値をいいます。

1) ダイオキシン類対策特別措置法（1999 年 7 月 16 日 法律第 105 号）